

施工管理基準

(令和 8 年度版)

出来形管理基準及び規格値 目次

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1編 共通編						
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			1
		2	掘削工（面管理の場合）			1
		3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			2
	1-2-3-3	1	盛土工			3
		2	盛土工（面管理の場合）			3
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ） 壁工法		4
			盛土補強工	多数アンカー式補強土工 法		4
			盛土補強工	ジオテキスタイルを用い た補強土工法		4
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		4
	1-2-3-6		堤防天端工			4
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			5
		2	掘削工（面管理の場合）			5
	1-2-4-3	1	路体盛土工			6
		2	路体盛土工 （面管理の場合）			6
	1-2-4-4	1	路床盛土工			6
		2	路床盛土工 （面管理の場合）			6
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		7
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			7
第3編 土木工事共通編						
第2章 一般施工						
第3節 共通的工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は 除く）	鋼矢板		8
			矢板工（指定仮設・任意仮設は 除く）	軽量鋼矢板		8
			矢板工（指定仮設・任意仮設は 除く）	コンクリート矢板		8
			矢板工（指定仮設・任意仮設は 除く）	広幅鋼矢板		8
			矢板工（指定仮設・任意仮設は 除く）	可とう鋼矢板		8
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		8
	3-2-3-6		小型標識工			8
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		9
			防止柵工	転落（横断）防止柵		9
			防止柵工	車止めポスト		9
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		9
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		9
	3-2-3-9		区画線工			10
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		10
			道路付属物工	距離標		10
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			10
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工 （購入工）	けた橋		11
		2	プレテンション桁製作工 （購入工）	スラブ桁		11
	3-2-3-13		ポストテンション桁製作工			12
	3-2-3-14	1	プレキャストセグメント桁製作 工	（購入工）		13
		2	プレキャストセグメント主桁組 立工			13
	3-2-3-15		P Cホロースラブ製作工			13
	3-2-3-16	1	P C箱桁製作工			15
		2	P C押し箱桁製作工			15
	3-2-3-17		根固めブロック工			15
	3-2-3-18		沈床工			16
	3-2-3-19		捨石工			16
	3-2-3-22		階段工			16
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		16
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイン ト		17
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		17
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		18
		2	多自然型護岸工	かごマット		18
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		19
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		19
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		19

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
				プレキャストカルパート工	プレキャストパイプ工		19

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		20
			1	側溝工	L型側溝工		20
			1	側溝工	自由勾配側溝		20
			1	側溝工	管渠		20
			2	側溝工	場所打水路工		20
		3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		20
		3-2-3-30		集水樹工			21
		3-2-3-31		現場塗装工			21
	第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		22
				一般事項	碎石基礎工		22
				一般事項	割り石基礎工		22
				一般事項	均しコンクリート		22
		3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		22
			2	基礎工（護岸）	プレキャスト		23
		3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		23
			1	既製杭工	鋼管杭		23
			1	既製杭工	H鋼杭		23
			2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		23
		3-2-4-5		場所打杭工			23
		3-2-4-6		深礎工			24
		3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			24
		3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			24
		3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			25
	第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		25
			1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック張り		25
			2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		25
			3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		26
		3-2-5-4		緑化ブロック工			26
	第6節 一般舗装工	3-2-5-5		石積（張）工			26
		3-2-6-6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）			27
		3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		28
			2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		31
			3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		28
			8	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		32
			3	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		29
			9	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		33
			4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		29
			10	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		34
			5	アスファルト舗装工	基層工		30
			11	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		35
			6	アスファルト舗装工	表層工		30
			12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		36
		3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		37
			7	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		39
			3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		37
			8	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		40
			3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		38
			9	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		41
			4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		38
			10	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		42
			5	半たわみ性舗装工	基層工		38
			11	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		43
			6	半たわみ性舗装工	表層工		38
			12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		44

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		45
		7	排水性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		47
		2	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		45
		8	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		48
		3	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		45
		9	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		49
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		46
		10	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		50
		5	排水性舗装工	基層工		46
		11	排水性舗装工	基層工 (面管理の場合)		51
		6	排水性舗装工	表層工		46
		12	排水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		52
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		53
		3	透水性舗装工	路盤工 (面管理の場合)		54
		2	透水性舗装工	表層工		53
		4	透水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		55
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		56
		4	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		57
		2	グースアスファルト舗装工	基層工		56
		5	グースアスファルト舗装工	基層工 (面管理の場合)		58
		3	グースアスファルト舗装工	表層工		56
		6	グースアスファルト舗装工	表層工 (面管理の場合)		59
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		60
		11	コンクリート舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		64
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		60
		12	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工 (面管理の場合)		65
		3	コンクリート舗装工	セメント (石灰・瀝青) 安定処理工		61
		13	コンクリート舗装工	セメント (石灰・瀝青) 安定 処理工 (面管理の場合)		66
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		61
		14	コンクリート舗装工	アスファルト中間層 (面管理の場合)		67
		5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		62
		15	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工 (面管理の場合)		68
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)		62
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)		69
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)		62
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		70
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安 定処理工)		63
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安 定処理工) (面管理の場合)		71
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)		63
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)		72
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		63
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (面管理の場合)		73

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		3-2-6-13	1 薄層カラー舗装工	下層路盤工		74
			2 薄層カラー舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		74
			3 薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工)		75
			4 薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		75
			5 薄層カラー舗装工	基層工		75
		3-2-6-14	1 ブロック舗装工	下層路盤工		76
			2 ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		76
			3 ブロック舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工)		77
			4 ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		77
			5 ブロック舗装工	基層工		77
		3-2-6-15	1 路面切削工			78
			2 路面切削工	(面管理の場合)		78
		3-2-6-16	舗装打換え工			78
		3-2-6-17	1 オーバーレイ工			79
			2 オーバーレイ工	(面管理の場合)		80
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			81
	3-2-7-3		置換工			81
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		82
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)		82
	3-2-7-5		パイルネット工			82
	3-2-7-6		サンドマット工			83
	3-2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		83
			パーチカルドレーン工	ベーパードレーン工		83
			パーチカルドレーン工	袋詰式サンドドレーン工		83
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		83
第10節 仮設工	3-2-7-9	1	固結工	粉体噴射攪拌工		84
		1	固結工	高圧噴射攪拌工		84
		1	固結工	スラリー攪拌工		84
		1	固結工	生石灰パイル工		84
		2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編 固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編」による管理の場合		84
		3	固結工	中層混合処理		85
	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		86
		1	土留・仮締切工	鋼矢板		86
		2	土留・仮締切工	アンカー工		86
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		86
		4	土留・仮締切工	締切盛土		86
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		87
	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			87
	3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			87
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	101
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第12節 工場製作工 (共通)	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費(金属支承工)		89
		2	一般事項	鑄造費 (大型ゴム支承工)		89
		3	一般事項	仮設材製作工		90
		4	一般事項	刃口金物製作工		90
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		91
		1	桁製作工	シミュレーション仮組立検査を行う場合		91
		2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		93
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工 (仮組立時)		94
	3-2-12-4		検査路製作工			95
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			95
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			95
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			95
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			96
	3-2-12-9		ブレイム用桁製作工			96
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			96
	3-2-12-11		工場塗装工			97

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		98
			架設工（鋼橋）	ケーブルクレーン架設		98
			架設工（鋼橋）	ケーブルエレクション架設		98
			架設工（鋼橋）	架設桁架設		98
			架設工（鋼橋）	送出し架設		98
			架設工（鋼橋）	トラベラークレーン架設		98
			架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		99
			架設工（コンクリート橋）	架設桁架設		99
			架設工支保工	固定		99
			架設工支保工	移動		99
			架設桁架設	片持架設		99
			架設桁架設	押出し架設		99
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		99
		1	植生工	張芝工		99
		1	植生工	筋芝工		99
		1	植生工	市松芝工		99
		1	植生工	植生シート工		99
		1	植生工	植生マット工		99
		1	植生工	植生筋工		99
		1	植生工	人工張芝工		99
		1	植生工	植生穴工		99
		2	植生工	植生基材吹付工		100
		2	植生工	客土吹付工		100
	3-2-14-3		吹付工	コンクリート		101
			吹付工	モルタル		101
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		102
			法枠工	現場吹付法枠工		102
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		102
	3-2-14-6		アンカー工			103
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		104
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			104
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工 法		105
			補強土壁工	多数アンカー式補強土工法		105
			補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法		105
	3-2-15-4		井桁ブロック工			105
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		106
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		106
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船 （面管理の場合）		106
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			107
第6編 河川編						
第1章 築堤・護岸						
第3節 軽量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	82
	6-1-4-3		バイルネット工		3-2-7-5バイルネット工	82
	6-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	83
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	83
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	84
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	22
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	23
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
	6-1-7-4		護岸付属物工			108
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	26
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	26
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	102
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	18
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	18
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	18
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	101
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	100
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	4
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19
			羽口工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19
			羽口工	かご枠	3-2-3-27羽口工	19

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
				羽口工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック 工 (連節ブロック張り)	26

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 土木	第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104	
		6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	104	
	第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	15	
		6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	16	
		6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	16	
		6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19	
				かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19	
	第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	16	
		6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	16	
		6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19	
				かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19	
		6-1-10-8		杭出し水制工			108	
	第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	9	
		6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	28	
		6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	60	
		6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	74	
		6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	76	
		6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	20	
		6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	21	
		6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	8	
	第12節 付帯道路施設工	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	10	
		6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	10	
	第13節 光ケーブル配管工	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	8	
		6-1-13-3		配管工			108	
		6-1-13-4		ハンドホール工			109	
	第2章 浚渫（川）							
	第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	106	
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）		6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	106	
		第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	106
			2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	106	
第3章 樋門・樋管								
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6		
	第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	84	
	第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23	
		6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23	
		6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
		6-3-5-6	1	函渠工	本体工		109	
			2	函渠工	ヒューム管		109	
			2	函渠工	P C管		109	
			2	函渠工	コルゲートパイプ		109	
			2	函渠工	ダクタイル鋳鉄管		109	
				函渠工	P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	19	
		6-3-5-7		翼壁工			110	
	6-3-5-8		水叩工			110		
	第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	15	
		6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	16	
6-3-6-6			捨石工		3-2-3-19捨石工	16		
6-3-6-7			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19		
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19		
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	20		
	6-3-7-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	21		
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	20		
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	19		
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9		
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	16		
第4章 水門								
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	91		
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	95		
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	95		
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	96		

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	95
				仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	90
				工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	97
		第5節 軽量盛土工	6-4-5-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
		第6節 水門本体工	6-4-6-4	既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23
			6-4-6-5	場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23
			6-4-6-6	矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	8
			6-4-6-7	床版工			110
			6-4-6-8	堰柱工			110
			6-4-6-9	門柱工			110
			6-4-6-10	ゲート操作台工			110
			6-4-6-11	胸壁工			110
			6-4-6-12	翼壁工		6-3-5-7翼壁工	110
			6-4-6-13	水叩工		6-3-5-8水叩工	110
		第7節 護床工	6-4-7-3	根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	15
			6-4-7-5	沈床工		3-2-3-18沈床工	16
			6-4-7-6	捨石工		3-2-3-19捨石工	16
			6-4-7-7	かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19
				かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19
		第8節 付属物設置工	6-4-8-3	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9
			6-4-8-8	階段工		3-2-3-22階段工	16
		第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4	架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
			6-4-9-5	架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
			6-4-9-6	架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
			6-4-9-7	架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
			6-4-9-8	架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
			6-4-9-9	架設工（トラバークレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
			6-4-9-10	支承工		10-4-5-10支承工	147
		第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2	現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	21
		第11節 床版工	6-4-11-2	床版工		3-2-18-2床版工	107
		第12節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-4-12-2	伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	16
			6-4-12-4	地覆工		10-4-8-5地覆工	148
			6-4-12-5	橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	148
			6-4-12-6	橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	148
			6-4-12-7	検査路工		10-4-8-8検査路工	148
		第14節 コンクリート管理橋上部工（P C橋）	6-4-14-2	プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	11
		第14節 コンクリート管理橋上部工（P C橋）	6-4-14-3	ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	12
			6-4-14-4	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	13
			6-4-14-5	プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	13
			6-4-14-6	支承工		10-4-5-10支承工	147
			6-4-14-7	架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	99
			6-4-14-8	架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	99
			6-4-14-9	床版・横組工		3-2-18-2床版工	107
			6-4-14-10	落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	148
		第15節 コンクリート管理橋上部工（P Cホロースラブ橋）	6-4-15-3	支承工		10-4-5-10支承工	147
			6-4-15-4	落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	148
			6-4-15-5	P Cホロースラブ製作工		3-2-3-15P Cホロースラブ製作工	14
		第16節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	6-4-16-2	伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	17
			6-4-16-4	地覆工		10-4-8-5地覆工	148
			6-4-16-5	橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	148
			6-4-16-6	橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	148
			6-4-16-7	検査路工		10-4-8-8検査路工	148
		第18節 舗装工	6-4-18-5	アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	28
			6-4-18-6	半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	37
			6-4-18-7	排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	45
			6-4-18-8	透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	53
			6-4-18-9	グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	56
			6-4-18-10	コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	60

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	74
		6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	76

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	90
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	91
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	95
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	95
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	95
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	96
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	96
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	95
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	96
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	90
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	97
第5節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	24
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	24
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	110
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	110
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	110
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	110
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	110
	6-5-6-13		閘門工			110
	6-5-6-14		土砂吐工			110
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104
	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23
第7節 固定堰本体工	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	24
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	24
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
	6-5-7-8		堰本体工			110
	6-5-7-9		水叩工			110
	6-5-7-10		土砂吐工			110
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104
第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			111
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			111
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	147
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	21
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	107
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	16
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	148
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	148
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	148
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	148
第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	11
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	12
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	13
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	13
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	147
	6-5-15-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	99
	6-5-15-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	99

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	107
		6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	148

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
	第16節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	147	
		6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	148	
		6-5-16-5		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	14	
	第17節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	147	
		6-5-17-4		ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	15	
		6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	148	
	第18節　橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	16	
		6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	148	
		6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	148	
		6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	148	
		6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	148	
	第20節　付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9	
		6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	16	
	第6章　排水機場							
		第3節　軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第4節　機場本体工		6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23	
		6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23	
		6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
		6-6-4-6		本体工			112	
		6-6-4-7		燃料貯油槽工			112	
第5節　沈砂池工		6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23	
		6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23	
		6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
		6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104	
		6-6-5-7		コンクリート床版工			112	
		6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	15	
		6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	20	
第6節　吐出水槽工		6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23	
		6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23	
		6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
		6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	112	
第7章　床止め・床固め								
		第3節　軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
		第4節　床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23
			6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
	6-7-4-6				本体工	床固め本体工		113
						本体工	植石張り	3-2-5-5石積（張）工
					本体工	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	15
	6-7-4-7			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104	
	6-7-4-8			水叩工			113	
				水叩工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	18	
				水叩工	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	15	
	第5節　床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	113	
		6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	113	
		6-7-5-6		側壁工			113	
		6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	113	
	第6節　山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104	
		6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	25	
		6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	26	
		6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	22	
	第8章　河川維持							
		第7節　路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	4
			6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	60
6-8-7-5				アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	28	
第8節　付属物復旧工		6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	9	
第9節　付属物設置工		6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	9	
		6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	10	
第10節　光ケーブル配管工		6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	108	
		6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	109	
第12節　植栽維持工		6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	99	
第9章　河川修繕								
		第3節　軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
		第4節　腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	4
	6-9-4-3			植生工		3-2-14-2植生工	99	
	第5節　側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	19	
				縁切工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	25	
				縁切工	コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	25	

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
				縁切工	石張工	3-2-5-5石積（張）工	26
		6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	99

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
	第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積（張）工	26	
		6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	25	
	第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	9	
		6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	78	
		6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	78	
		6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	79	
		6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	3-2-3-29側溝工	20	
				排水構造物工	集水樹工	3-2-3-30集水樹工	21	
		6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	8	
	第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	21	
		6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	10	
	第7編 河川海岸編							
	第1章 堤防・護岸							
		第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第4節 地盤改良工		7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	82	
		7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	82	
		7-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	83	
		7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	83	
		7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	84	
		第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	16
7-1-5-5				場所打コンクリート工			114	
7-1-5-6				海岸コンクリートブロック工			114	
7-1-5-7				笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	22	
7-1-5-8				基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	22	
7-1-5-9				矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
第6節 護岸工			7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	26
		7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			114	
		7-1-6-5		コンクリート被覆工			115	
第7節 擁壁工		7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104	
第8節 天端被覆工		7-1-8-2		コンクリート被覆工			115	
第9節 波返工		7-1-9-3		波返工			115	
第10節 裏法被覆工		7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	26	
		7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	25	
		7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	115	
		7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	102	
		第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	19
第12節 排水構造物工		7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	20	
		7-1-12-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	21	
		7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	20	
				管渠工	プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	20	
				管渠工	コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	20	
				管渠工	ダクタイル鋳鉄管	3-2-3-29暗渠工	20	
		7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	20	
		第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9
7-1-13-6				階段工		3-2-3-22階段工	16	
第14節 付帯道路工		7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	9	
		7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	28	
		7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	60	
		7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	74	
		7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	20	
		7-1-14-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	21	
		7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	8	
第14節 付帯道路工		7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	10	
第15節 付帯道路施設工		7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	10	
		7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8	
第2章 突堤・人工岬								
		第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
		第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			116
			7-2-4-5		吸出し防止工			116
		第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			116
			7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			117
			7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23
			7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	23
			7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	8

編、章、節			条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
			7-2-5-9		石枠工			117
			7-2-5-10		場所打コンクリート工			117

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
		7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		118	
			2	ケーソン工	ケーソン工据付		118	
			3	ケーソン工	突堤上部工 （場所打コンクリート） （海岸コンクリートブロック）		118	
		7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		119	
			2	セルラー工	セルラー工据付		119	
			3	セルラー工	突堤上部工 （場所打コンクリート） （海岸コンクリートブロック）		119	
	第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			119	
		7-2-6-3		根固めブロック工			120	
	第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	16	
		7-2-7-3		消波ブロック工			120	
	第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							
	第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			120	
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	116		
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	16		
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	117		
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	118		
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	119		
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打コンクリート工	117		
第4章 浚渫（海岸）								
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	106		
第4節 浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	106		
第5章 養浜								
第3節 軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6		
第4節 砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	120		
第8編 砂防編								
第1章 砂防堰堤								
	第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 （鋼製堰堤製作工 （仮組立時））	94	
				鋼製堰堤仮設材製作工			121	
				工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	97	
	第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6	
	第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	99	
		8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	101	
		8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	102	
		8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	103	
		8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19	
				かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19	
	第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4	1	コンクリート堰堤本体工			121	
		8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	121	
		8-1-8-6		コンクリート側壁工			121	
		8-1-8-8		水叩工			122	
	第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		122	
			2	鋼製堰堤本体工	透過型		123	
		8-1-9-6		鋼製側壁工			124	
		8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	121	
		8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	122	
		8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	21	
	第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	15	
		8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	16	
		8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19	
				かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19	
	第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9	
	第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	9	
		8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	28	
		8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	60	
編、章、節								
		8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	74	
		8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	20	
		8-1-12-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	21	
		8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	8	
		8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	10	
		8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	10	
	第13節 付帯道路施設工							

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 流路							
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2			軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第4節 流路護岸工	8-2-4-4			基礎工（護岸）		3-2-4-3基礎工（護岸）	22
	8-2-4-5			コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104
第4節 流路護岸工	8-2-4-6			ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	25
	8-2-4-7			石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	26
	8-2-4-8			護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	108
	8-2-4-9			植生工		3-2-14-2植生工	99
第5節 床固め工	8-2-5-4			床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	121
	8-2-5-5			垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	121
	8-2-5-6			側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	121
	8-2-5-7			水叩工		8-1-8-8水叩工	122
	8-2-5-8			魚道工			124
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4			根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	15
	8-2-6-6			捨石工		3-2-3-19捨石工	16
	8-2-6-7			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19
				かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19
				かご工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	18
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2			階段工		3-2-3-22階段工	16
	8-2-7-3			防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9
第3章 斜面対策							
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2			軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第4節 法面工	8-3-4-2			植生工		3-2-14-2植生工	99
	8-3-4-3			吹付工		3-2-14-3吹付工	101
	8-3-4-4			法枠工		3-2-14-4法枠工	102
	8-3-4-5			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19
				かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19
	8-3-4-6			アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	103
	8-3-4-7			抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	103
第5節 擁壁工	8-3-5-3			既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23
	8-3-5-4			場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104
	8-3-5-5			プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	104
	8-3-5-6			補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	105
	8-3-5-7			井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	105
	8-3-5-8			落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	131
第6節 山腹水路工	8-3-6-3			山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所排水路工	20
	8-3-6-4			山腹明暗渠工			124
	8-3-6-5			山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	20
	8-3-6-6			現場排水路工		3-2-3-29場所排水路工	20
	8-3-6-7			集水樹工		3-2-3-30集水樹工	21
第7節 地下水排除工	8-3-7-4			集排水ボーリング工			125
	8-3-7-5			集水井工			125
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3			場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104
	8-3-8-4			固結工		3-2-7-9固結工	84
第8節 地下水遮断工	8-3-8-5			矢板工		3-2-3-4矢板工	8
第9節 抑止杭工	8-3-9-3			既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23
	8-3-9-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23
	8-3-9-5			シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	24
	8-3-9-6			合成杭工			125
第9編 ダム編							
第1章 コンクリートダム							
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4			コンクリートダム工	本体		126
				コンクリートダム工	水叩		126
				コンクリートダム工	副ダム		127
				コンクリートダム工	導流壁		128
第2章 フィルダム							
第4節 盛立工	9-2-3-5			コアの盛立			129
	9-2-3-6			フィルターの盛立			129
	9-2-3-7			ロックの盛立			129
	9-2			フィルダム（洪水吐）			130
第3章 基礎グラウチング							
第3節 ボーリング工	9-3-3			ボーリング工			130
第10編 道路編							
第1章 道路改良							
第3節 工場製作工	10-1-3-2			遮音壁支柱製作工			131
				遮音壁支柱製作工	工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	97
第4節 地盤改良工	10-1-4-2			路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	81

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	81
		10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	83
		10-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	83
		10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	83
		10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	84
		10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	99
	第5節 法面工	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	101
		10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	102
		10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	103
		10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19
				かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19
	第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
	第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23
		10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23
		10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104
		10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	104
		10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	105
				補強土壁工	多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	105
				補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	105
		10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	105
	第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	25
		10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	26
	第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23
		10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23
		10-1-9-6		場所打函渠工			131
		10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	19
	第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	20
		10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	20
		10-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	21
		10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	20
		10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	20
		10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	20
	第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			131
		10-1-11-5		落石防護柵工			131
		10-1-11-6		防雪柵工			132
		10-1-11-7		雪崩予防柵工			132
	第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			132
		10-1-12-5		遮音壁本体工			133
第2章 舗装							
	第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	81
		10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	81
	第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	28
		10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	37
		10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	45
		10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	53
		10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	56
		10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	60
		10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	74
		10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	76
		10-2-4		歩道路盤工			134
				取合舗装路盤工			134
				路肩舗装路盤工			134
				歩道舗装工			134
				取合舗装工			134
				路肩舗装工			134
				表層工			134
	第5節 排水構造物工	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	20
		10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	20
		10-2-5-5		集水樹（街渠樹）・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	21
		10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	20
		10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	20
		10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	20

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			135
	第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	8
	第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		135
				踏掛版工	ラバーシュー		135
				踏掛版工	アンカーボルト		135

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	9
		10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9
		10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	9
		10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	9
	第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8
		10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		135
			2	大型標識工	標識柱工		136
	第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	10
編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	10
		10-2-12-5	1	ケーブル配管工			137
			2	ケーブル配管工	ハンドホール		137
		10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		137
	第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	16
第3章 橋梁下部							
	第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	90
		10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			138
		10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	96
		10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	97
	第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
	第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23
		10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23
		10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	24
		10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	24
		10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	24
		10-3-6-8		橋台躯体工			139
	第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23
		10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23
		10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	24
		10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	24
		10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	24
		10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	25
		10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		141
			1	橋脚躯体工	重力式		141
			1	橋脚躯体工	半重力式		141
			2	橋脚躯体工	ラーメン式		143
	第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23
		10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23
		10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	24
		10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	24
		10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	24
		10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	25
		10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		144
			2	橋脚フーチング工	門型		145
		10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		145
			2	橋脚架設工	門型		146
		10-3-8-11		現場継手工			146
		10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	21
	第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	22
		10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
	第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	22
		10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
	第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	25
		10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	108
		10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	26
		10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	25
		10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	26
		10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	102
		10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	18
				多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	18
				多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	18
		10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	101
		10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	99
		10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	4
		10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19
				羽口工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
	第12節 擁壁護岸工			羽口工	かご枠	3-2-3-27羽口工	19		
				羽口工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	25		
		10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104		
		10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	104		
第4章 鋼橋上部									
	第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	91		
		10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	95		
		10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	95		
		10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	95		
		10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	96		
		10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	95		
		10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			147		
		10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	91		
			第5節 鋼橋架設工	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	96
				10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	97
10-4-5-4				架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98		
10-4-5-5				架設工 (ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工（鋼橋）	98		
10-4-5-6				架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98		
10-4-5-7				架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98		
10-4-5-8				架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98		
10-4-5-9				架設工 (トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工（鋼橋）	98		
10-4-5-10	1			支承工	鋼製支承		147		
	2			支承工	ゴム支承		147		
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3			現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	21		
第7節 床版工	10-4-7-2			床版工		3-2-18-2床版工	107		
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2			伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	16		
	10-4-8-3			落橋防止装置工			148		
	10-4-8-5			地覆工			148		
	10-4-8-6			橋梁用防護柵工			148		
	10-4-8-7			橋梁用高欄工			148		
	10-4-8-8			検査路工			148		
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3			既製杭工		3-2-4-4既製杭工	23		
	10-4-9-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	23		
	10-4-9-5			橋脚フーチング工	I 型	10-3-8-9橋脚フーチング工	144		
				橋脚フーチング工	T 型	10-3-8-9橋脚フーチング工	144		
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13架設工（鋼橋）	98			
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	21			
	第5章 コンクリート橋上部								
	第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	96		
		10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	95		
		10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	95		
		10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	95		
		10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	97		
	第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	11		
				プレテンション桁製作工 (購入工)	スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	11		
		10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	12		
		10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	13		
		10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	13		
		10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	147		
		10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	99		
		10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	99		
		10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	107		
		10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	148		
	第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		149		
		10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	147		

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
		10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	98
		10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	107
		10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	148

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	147
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	13
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	148
	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	147
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	13
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	148
	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	13
	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	147
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	15
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	148
	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	15
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	147
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	98
	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16PC押出し箱桁製作工	15
第12節 PC押出し箱桁橋工	10-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	98
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	16
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	148
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	148
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	148
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	148
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			149
	10-6-4-4		ロックボルト工			149
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			150
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	150
	10-6-5-5		床版コンクリート工			150
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			151
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	20
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			151
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			152
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	97
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			153
	10-11-6-4		カラー継手工			153
	10-11-6-5	1	防水工	防水		153
		2	防水工	防水保護工		153
第7節 ブレキャスト構築工		3	防水工	防水壁		154
	10-11-7-2		ブレキャスト躯体工			154
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		154
	10-12-5-3		ブレキャストボックス工	特殊部		155
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	153
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			153
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工（管路部）	154
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	155
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	78
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	78
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			156
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合		156
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	79
	10-14-4-7		路上再生工			156
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	74
	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	20
第5節 排水構造物工	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	20
	10-14-5-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	21
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	20
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	20
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	20
	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	9
第6節 防護柵工	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	9

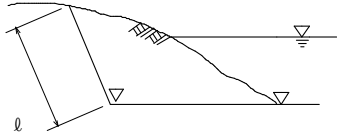
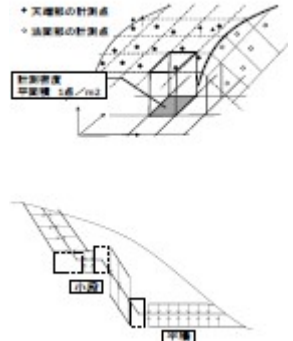
編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節	標識工	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	9
		10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8
		10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	135

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	10
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	137
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	137
	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	104
	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	25
	10-14-11-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	26
	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	131
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	19
	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	99
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	101
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	102
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	103
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19
	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	16
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	148
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	148
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	148
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	148
	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	10
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			157
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	95
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	78
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	78
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	156
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	79
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	156
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	74
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	20
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	20
	10-16-6-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	21
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	20
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	20
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	20
第7節 縁石工	10-16-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	8
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	9
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	9
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	9
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	135
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	10
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	10
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	137
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	137
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	104
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	104
第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	25
	10-16-15-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	26
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	131
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	19
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	99
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	101
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	102
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	103
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	19
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	19
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	131
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	131
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	132
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	132
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	157
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	147

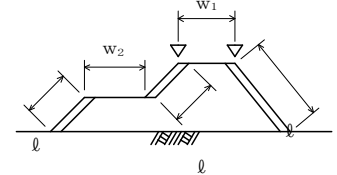
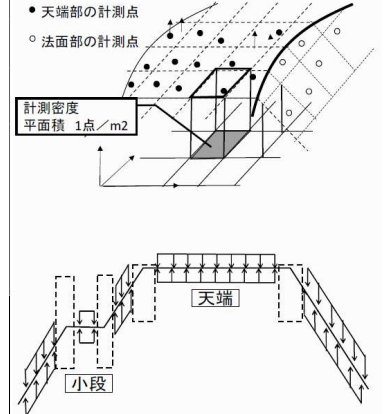
編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		10-16-21-4		P C 橋支承工		10-4-5-10 支承工	147

編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
	第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	16	
		10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	148	
		10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	148	
		10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	148	
		10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	148	
		10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	148	
	第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	21	
		10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	10	
	第14編 公園緑地編							
	第2章 植栽							
	第3節 植栽工	14-2-3		植栽工 高木・中木			158	
				植栽工 低木			158	
				張芝			158	
				つる性補助 笹類、草本類等			158	
				球根			158	
				種子			158	
				支柱			158	
								158
第3章 施設整備								
		14-3		遊具	ジャングルジム・滑台等		159	
				園路園地舗装工	石張、平板、ダスト簡易舗装等		159	
				運動施設	クレイ舗装		159	
				基盤工			159	
				下層工			159	
				中層工			159	
第15編 下水道編								
第1章 管路								
	第3節 管きょ工（開削）	15-1-3-3		管路掘削			160	
				管路埋戻			160	
		15-1-3-4		管布設	自然流下管		160	
				矩形渠	プレキャスト		161	
				圧送管			161	
		15-1-3-5		砂基礎			161	
				砕石基礎			161	
				コンクリート基礎			162	
				まくら土台基礎			162	
				はしご胴木基礎			162	
	15-1-3-6		現場打水路			163		
	15-1-3-7		鋼矢板土留			163		
	第4・5節 管きょ工（小口径推進、推進）	15-1-4・5-3		推進工			164	
		15-1-4・5-4		空伏工			164	
	第6節 管きょ工（シールド）	15-1-6-3		掘進工			165	
		15-1-6-4		二次覆工			165	
	第7節 管きょ更生工	15-1-7-3		反転・形成工法			166	
				製管工法			166	
	第8節 マンホール工	15-1-8-3		現場打ちマンホール工			167	
				マンホール基礎工			167	
		15-1-8-4		組立マンホール工			168	
		15-1-8-5		小型マンホール工			168	
第9節 特殊マンホール工	15-1-9-4		現場打ち特殊人孔			168		
	15-1-9		伏せ越し室・雨水吐室			169		
	15-1-9		伏せ越し管			169		
	15-1-9		越流堰（雨水吐室）			170		
	15-1-9		中継ポンプ施設			170		
第10節 取付管およびます工	15-1-10-4		公共ます			171		
	15-1-10-5		取付管			171		
第13節 立坑工	15-1-13		立坑工			172		
	15-1-13		立坑土工			172		
第2章 処理場・ポンプ場								
	第6節 本体作業土工	15-2-6-2		土工	掘削		173	
	第7節 本体仮設工	15-2-7-2		土留・仮締切工	H鋼杭、鋼矢板		173	
	第8節 本体築造工	15-2-8-9		構造物基礎			174	
				池・槽の主要構造物			174	
				池・槽の付属構造物			174	
				開口部			175	
				ゲート用開口部			175	
				可動せき用開口部			175	
		15-2-8-11		流出トラフ			176	
	15-2-8-12		越流堰			176		
			燃料貯留槽工			176		

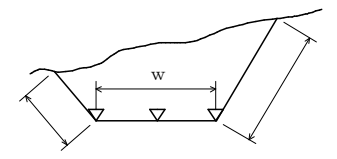
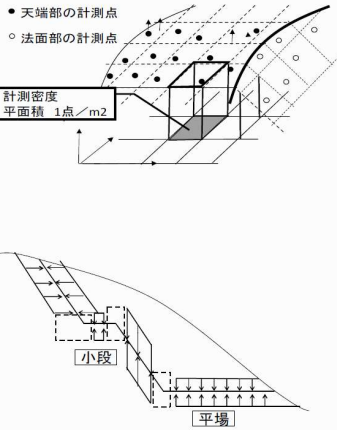
編、章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	第9節 場内管路工	15-2-9-10		流入渠・流出渠			177

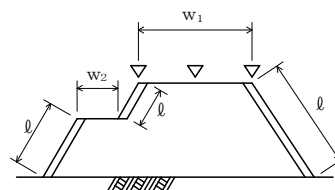
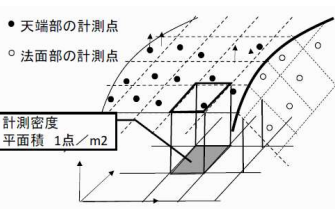
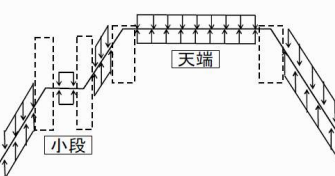
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測定ヶ所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50		施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長ℓ	ℓ < 5 m	－200				
							ℓ ≥ 5 m	法長－4％				
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均 値	個々の 計測値	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3． 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 法肩、法尻から水平方向に± 5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に± 5 cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5． 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段 含む）	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩 I） （小段 含む）	水平または 標高較差	±70	±330			

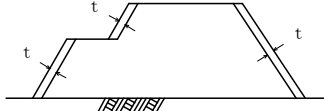
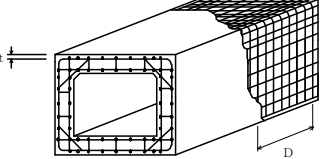
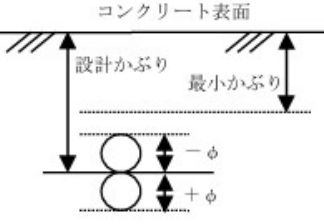
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測定ヶ所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均 値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	+300 以下			
						法面 (小段 含む)	水平または 標高較差	±70	+300 以下			

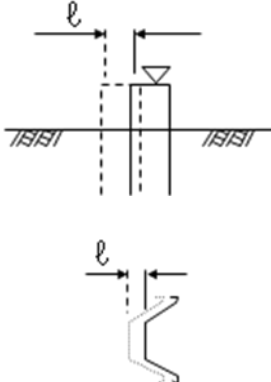
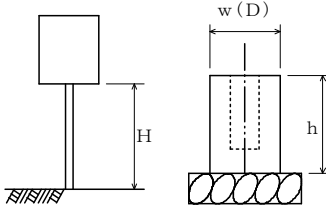
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定ヶ所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		
						法 長 l	-100			
						$l < 5 \text{ m}$	-100			
						$l \geq 5 \text{ m}$	法長-2%			
						幅 w_1, w_2	-100			
			2	2	盛土工 (面管理の場合)		平均値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						天端	標高較差	-50		
						法面 4割<勾配	標高較差	-50		
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60		
						※ただし、 ここでの勾配は、鉛直方向のながさ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの				

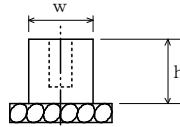
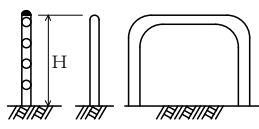
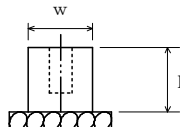
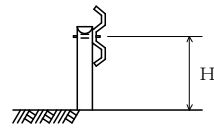
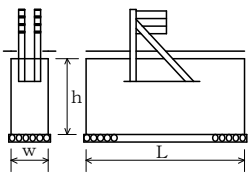
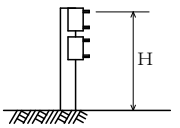
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定ヶ所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		-50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t		-50			
						控 え 長 さ		設計値以上			
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t		※-30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚 さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長 100mにつき1ヶ所、100m以下は2ヶ所、中央で測定。		
							t ≥ 15cm	-50			
						幅 w		-100			

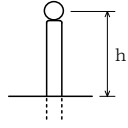
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	−200			
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長−4%			
						幅 w		−100			
			2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2
					平場	標高較差	±50	±150			
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			
					法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330			

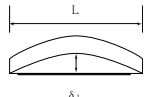
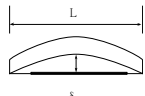
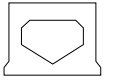
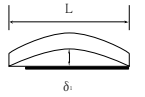
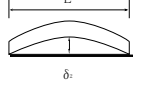
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定ヶ所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	－100			
							ℓ ≥ 5 m	法長－2％			
						幅 w ₁ , w ₂		－100			
			4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3． 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5． 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 
						天端	標高較差	±50	±150		
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定ヶ所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※－30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て	平 均 間 隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	  ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	
						か ぶ り t	設計かぶり ±φかつ 最小かぶり 以上			

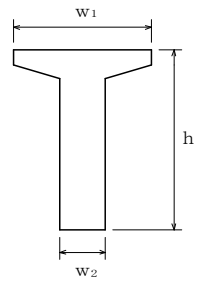
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根 入 長	設計値以上			
						変 位 ℓ	100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
						基礎	幅 w (D)	-30		
							高 さ h	-30		
							根 入 長	設計値以上		
								基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

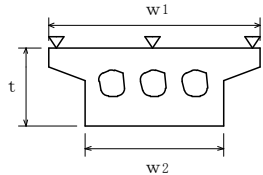
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ケ所測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	
							高 さ h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	1 ケ所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1 ケ所／施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ケ所／1 施工箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	
							高 さ h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	1 ケ所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1 ケ所／1 基礎毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	1 ケ所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (熔融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

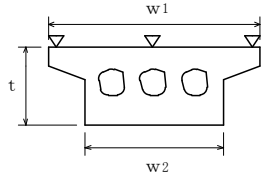
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			

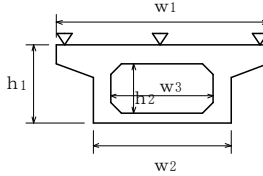
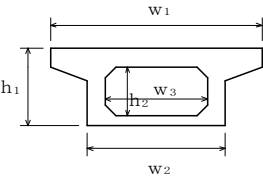
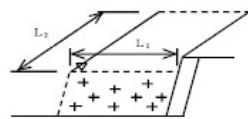
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		ポストテンション桁 製作工	幅（上） w_1	+10 － 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長（m）		
						幅（下） w_2	± 5			
						高 さ h	+10 － 5			
						桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ －30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プレキャストセグメント 桁製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm$ $(\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ ：支間長（m）		
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ ：支間長（m） 桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		

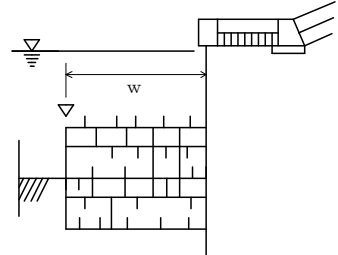
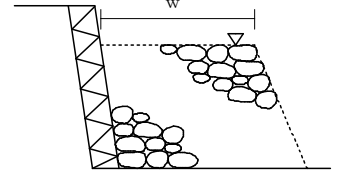
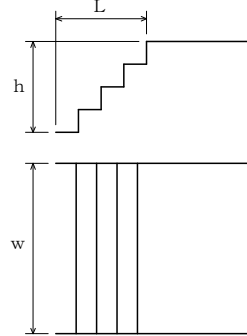
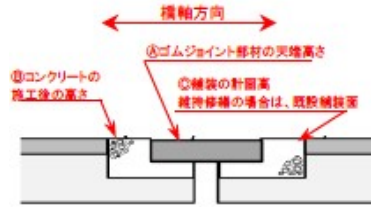
単位：mm

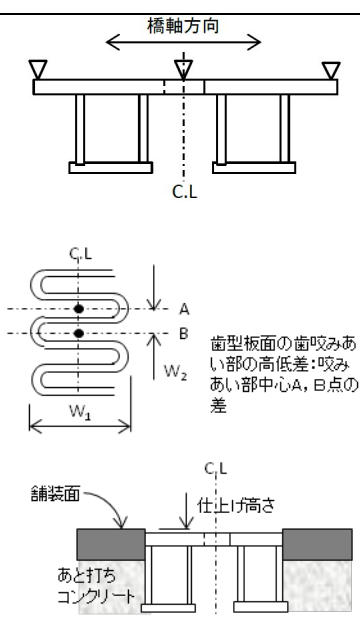
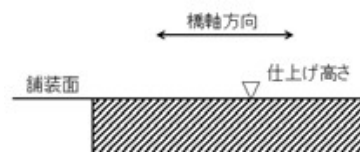
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	幅 w_1, w_2	-5～+30	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		
						厚 さ t	-10～+20			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要	
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	P C 箱 桁 製 作 工	基 準 高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）			
							幅（上） w ₁	－ 5 ～＋30				
							幅（下） w ₂	－ 5 ～＋30				
							内 空 幅 w ₃	± 5				
							高 さ h ₁	＋10 － 5				
							内空高さ h ₂	＋10 － 5				
							桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ－5) かつ －30mm 以内				
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C 押 出 し 箱 桁 製 作 工	幅（上） w ₁	－ 5 ～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3 ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）			
							幅（下） w ₂	－ 5 ～＋30				
							内 空 幅 w ₃	± 5				
							高 さ h ₁	＋10 － 5				
							内空高さ h ₂	＋10 － 5				
							桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ－5) かつ －30mm 以内				
							3	土 木 工 事 共 通 編				2 一 般 施 工
厚さ t	－20											
幅W ₁ , W ₂	－20											
延長L ₁ , L ₂	－200											
乱 積	基準高▽	± t／2	施工延長 20mにつき 1 ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 1 施工箇所毎									
	延長L ₁ , L ₂	－ t／2										

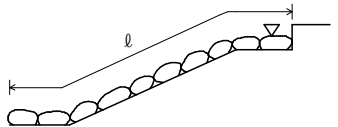
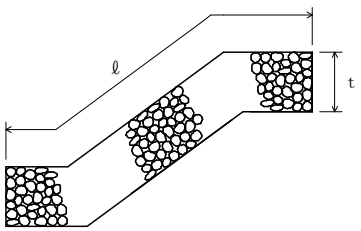
は根固めブロックの高さ

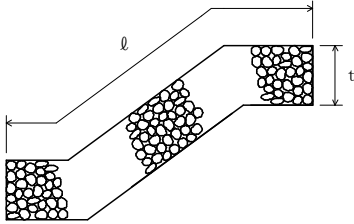
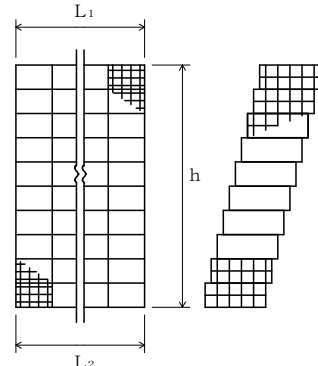
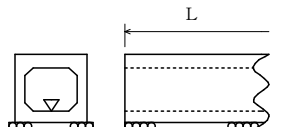
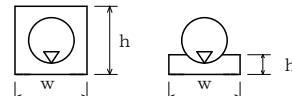
は根固めブロックの高さ

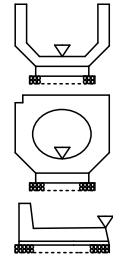
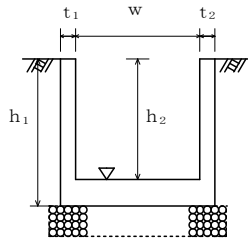
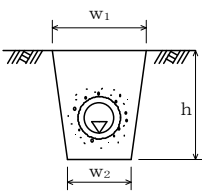
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 ▽	±150	1組毎		
						幅 w	±300			
						延 長 L	−200			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 ▽	−100	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	−100			
						延 長 L	−200			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	−30	1回／1施工箇所		
						高 さ h	−30			
						長 さ L	−30			
						段 数	±0段			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凸凹は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凸凹が3mm以下		
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0〜−2			

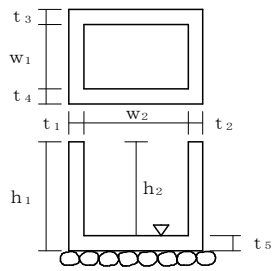
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通 的工種	24		伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据 付 け 高 さ	± 3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点 	
							橋軸方向各点誤差の相対差	3		
							表 面 の 凹 凸	3		
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2		
							歯咬み合い部の縦方向間隔W1	± 2		
							歯咬み合い部の横方向間隔W2	± 5		
							仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通 的工種	24		伸縮装置工 (埋設型ジョイント)		表 面 の 凹 凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 	3-2-3-24
							仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～+3		

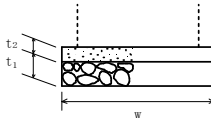
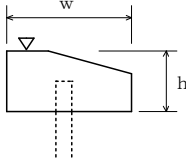
単位：mm

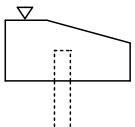
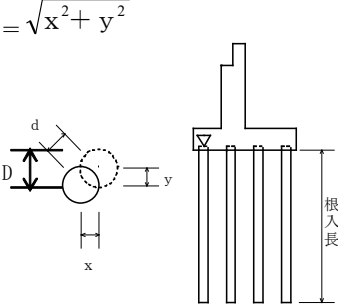
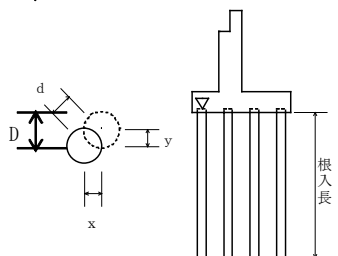
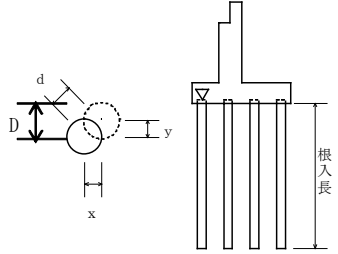
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高 ∇	± 500	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法 長 ℓ	-200			
						延 長 L	-200			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ	-100	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-0.2 t			
						延 長 L	-200			

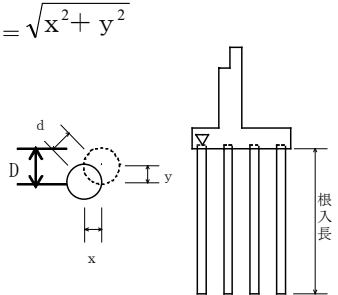
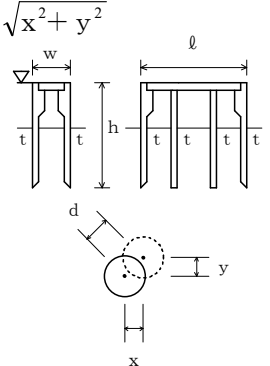
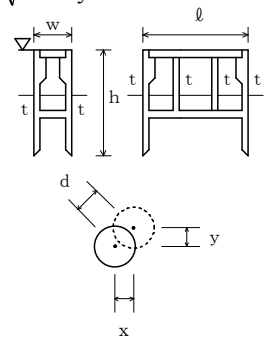
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100					
						厚 　 　 さ 　 t		-50					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 　 　 さ 　 h	-100	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。					
						延 　 長 　 L ₁ , L ₂	-200						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 　 準 　 高 　 ▽	±30	施工延長 20mにつき1ヶ所、施工延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。					
						※幅 　 　 　 w	-50						
						※高 　 　 さ 　 h	-30						
						延 　 　 　 長 　 L	-200	1 施工箇所毎					

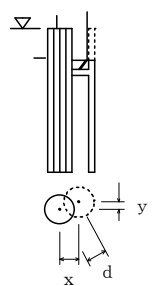
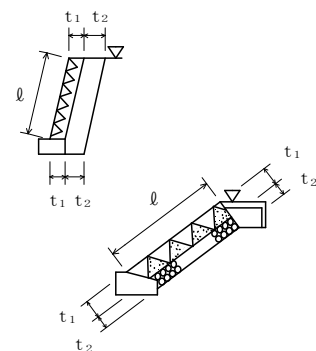
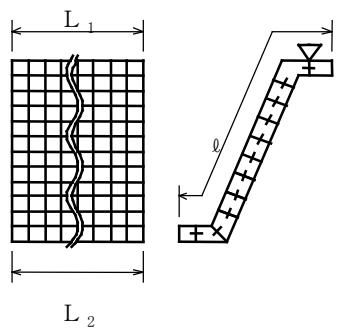
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚 さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h ₁ , h ₂	-30			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所。 延長20m以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

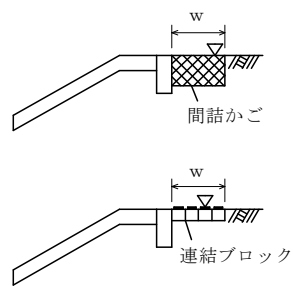
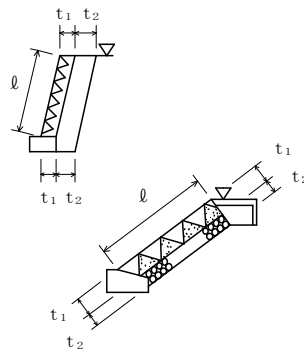
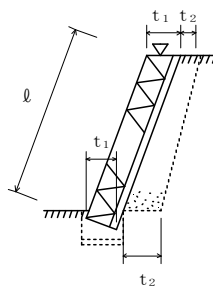
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水桝工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	－20	厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						※幅 w ₁ , w ₂	－30			
						※高さ h ₁ , h ₂	－30			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a． ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90％以上。 b． 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70％以上。 c． 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは 500 m ² とする。 1 ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200m ² に満たない場合は 10m ² ごとに 1 点とする。		基準の改定に伴い測定基準に追加。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚さ t ₁ , t ₂	－30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長20mにつき 1ヶ所、延長20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 w	－30			
						高 さ h	－30			
						延 長 L	－200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径	{設計径（公称径）-30} 以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライププレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150 以内			
						傾 斜	1/50 以内			
						基 礎 径 D	設計径 (公称径) 以上※			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300 以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300 以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ∇	± 100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300 以内			
3	2	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$			
							$\ell \geq 3\text{m}$			
						厚さ(ブロック積張) t_1	-50			
						厚さ(裏込) t_2	-50			
						延 長 L	-200			
3	2	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法 長 ℓ	-100			
						延長 L_1, L_2	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽		±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w		－100			
						延 長 L		－200			
3	2	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 ℓ	ℓ < 3m	－50			
							ℓ ≥ 3m	－100			
						厚さ（ブロック） t ₁		－50			
						厚さ（裏込） t ₂		－50			
						延 長 L		－200			
3	2	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	5		石積（張）工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 ℓ	ℓ < 3m	－50			
							ℓ ≥ 3m	－100			
						厚さ（石積・張） t ₁		－50			
						厚さ（裏込） t ₂		－50			
						延 長 L		－200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	橋面防水工（シート系 床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1 施工箇所 毎に目視と測定により全面を確認		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値 の平均(X ₁₀) ※面管理の場 合は測定値の 平均					
								中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 20m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000m2 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満	品質管理基準との整合
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 40m以下の間隔で測定することがで きる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 2,000m ² 以上ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が、500 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で 2,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の 総使用量が 500t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	品質管理基準 との整合
						幅	－50	－50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 2,000m ² 以上ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が、500 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の 総使用量が500t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	①施工面積で2,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の 総使用量が500t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (σ)1.75mm 以 下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	7	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工		7	8	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-54	-63	-8	-10	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あ るいは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が、3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さある いは標高 較差	-20	-25	-3	-4	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-17	-20	-2	-3	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平 坦 性	—		3m プロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直 読 式 (足 付 き) (σ) 1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) ※面管理の場 合は測定値の 平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 20m毎に1ヶ所の割と し、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 40m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。 幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測 定。ただし、幅は設計図書の測点によ らず延長 40m以下の間隔で測定する ことができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割と し、厚さは、各車線 40m毎に1ヶ所 を掘り起こして測定。ただし、幅は設 計図書の測点によらず延長 40m以下 の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均($\bar{X}_{10}$) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	幅 国 80m ↓ 県 40m (施工規模を考慮)
						幅	－50	－50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50	－50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	－25	－25	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² 毎に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	7	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描い た上での管理が可能な工事をいい、基 層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-8
						厚さある いは標高 較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-54	-63	-8	-10	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の 場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さある いは標高 較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描い た上での管理が可能な工事をいい、基 層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-8
					(面管理の場合)	平 坦 性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾐｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延 20m毎に1ヶ所の割とし、 道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起 こして測定。 幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測 定。ただし、幅は設計図書の測点によ らず延長 40m以下の間隔で測定するこ とができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 80m ↓ 県 40m (施工規模を 考慮)
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線 40m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 40m以下の間隔で 測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		
						幅	－50	－50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰） 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 40m以下の間隔で測定することがで きる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	－50	－50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² 毎に1個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	－25	－25	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² 毎に1個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計 図書の測点によらず延長 40m以下の間 隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	8	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-54	-63	-8	-10	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工)	厚さある いは標高 較差	-17	-20	-2	-3	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長 20m 毎に 1 ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長 100m 毎に 1 ヶ所掘 り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に 1 ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		
						厚 さ	t < 15cm	－30	－10			
							t ≥ 15cm	－45	－15			
						幅	－100		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	－9		－3	幅は、片側延長 40m 毎に 1 ヶ所の割で 測定。 厚さは、片側延長 100m 毎に 1 ヶ所コ アーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		
						幅	－25		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要						
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均									
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	3	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10						
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15									
						厚さあるいは 標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10									
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－20		－3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m (施工規模を 考慮)
						幅	－50	－50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。	維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² 毎に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計 図書の測点によらず延長 40m以下の間 隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。		
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (σ)1.75mm 以 下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	11	4	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	11	5	グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-20	-25	-3	-4	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グースアスファルト 舗装工	厚さある いは標高 較差	-17	-20	-2	-3	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方中 規模以上の工事は、管理図等を描い た上での管理が可能な工事をいい、基 層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結果 を施工管理に反映できる規模の工事を いい、同一工種の施工が数日連続する 場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
					(表層工)	平 坦 性	—	3m ⁷ ° プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長 20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚 さ	－45		－15			
						幅	－50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	－50		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝 青)安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	－50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。		
						幅	－25		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚 さ	－10		－3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		—			
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後 3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下			
						目地段差	±2					
				6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—			
						厚 さ	－45		－15			
						幅	－50		—			
				7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8			
						幅	－50		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント（石灰・ 瀝青）安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア ーを採取もしくは、掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m²未 満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値（X ₁₀ ）について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	延長 国 80m ↓ 県 40m
						幅	－50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						幅	－25		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	－15		－4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付 後各車線 40m毎に水糸またはレベルに より1測線当たり横断方向に3ヶ所以 上測定、幅は、延長 40m毎に1ヶ所の 割で測定、平坦性は各車線毎に版縁か ら1mの線上、全延長とする。ただ し、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができ る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 200m ↓ 県 80m
						幅	－35		—			
						平 坦 性	—		転圧コンクリ ートの硬化後、3m プロファイルメ ター により (σ)2.4mm 以下。			
						目地段差	±2					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)				
									※面管理の場合は 測定値の平均				
				中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未 満。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未 満。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、は施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚さある いは標高 較差	-22	-3.5		1． 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m²未 満。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-9	
					(面管理の場合)	平 坦 性	—	3m ² ° ロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 ㎡未 満。	3-2-6-12
						厚さある いは標高 較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未 満。	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未 満。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未 満。	3-2-6-12

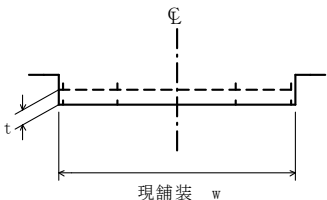
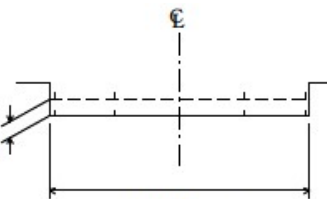
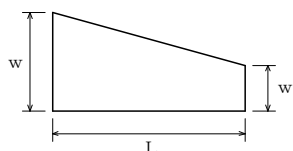
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-32	-4.5		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、 施工面積が 2,000㎡未 満。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
						目地段差	±2						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 20m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 40m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚 さ	－45		－15			
						幅	－50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	－50		—			

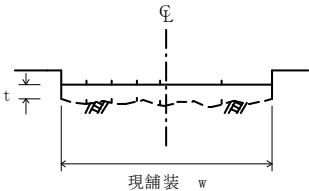
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコア ーを採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 40m以下の間隔で測定することがで きる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未 満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	－50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
						幅	－50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		
						幅	－25		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 20m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 100m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 100m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚さ	－45		－15			
						幅	－50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 100m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	－50		—			

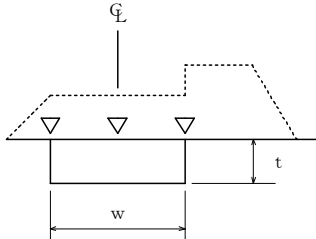
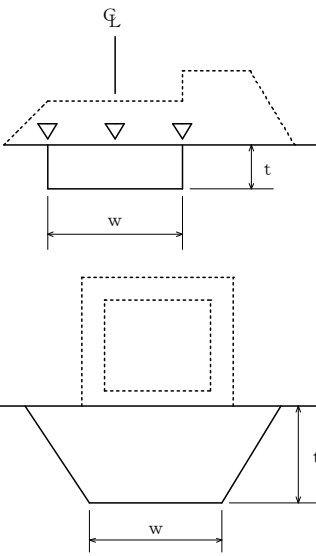
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m²未 満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	－50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
						幅	－50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。		
						幅	－25		—			

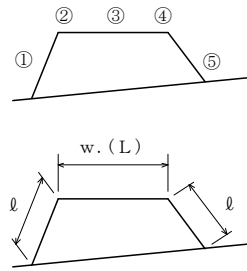
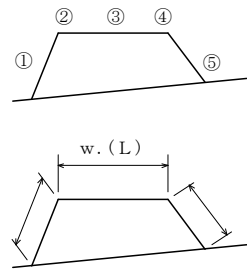
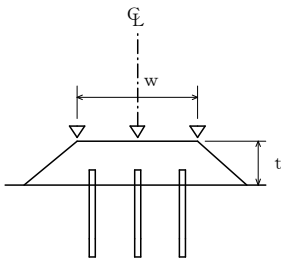
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 $\bar{x}$ (X)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	－7	－2	厚さは 20m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 20m 未満の場合は、2 ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		厚さ 国 40m ↓ 県 20m
						幅 w	－25	—			
3	2	6	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t （標高較差）	－17 （17） （面管理として緩和）	－2 （2）	1. 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2 箇所／施工箇所とする。		
						幅 w	－25	—			
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	－50	各層毎 1 ヶ所／1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長 L	－100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	－25			
							延長 L	－100			
							厚さ t	該当工種			

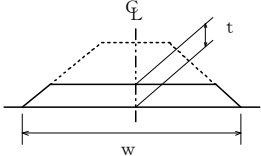
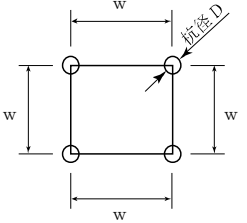
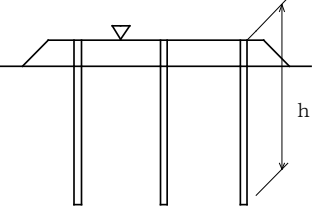
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	－ 9	厚さは 20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、延長 20m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		厚さ 国 40m ↓ 県 20m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅 w	－25			
						延 長 L	－100			
						平 坦 性	— 3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平 坦 性	—	3m ² プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長 20m 毎に 1 ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		国 40m ↓ 県 20m
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき 1 ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		国 40m ↓ 県 20m
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

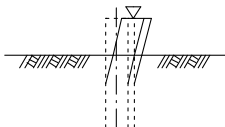
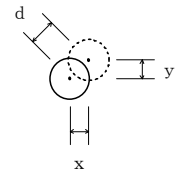
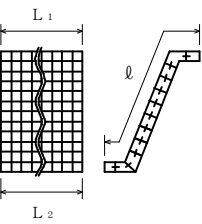
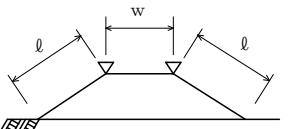
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		国 40m ↓ 県 20m
						法 長 ℓ	－500			
						天 端 幅 w	－300			
						天端延長 L	－500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT 施工の場合)	基 準 高 ▽	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
						法 長 ℓ	－500			
						天 端 幅 w	－300			
						天端延長 L	－500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき 1 ケ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		国 40m ↓ 県 20m
						厚 さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50	施工延長 20mにつき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		国 40m ↓ 県 20m
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	20 本に 1ヶ所。 20 本以下は 2ヶ所測定。1ヶ所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーンにおいては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		国 100 本 ↓ 県 20 本
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上			
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—			
			8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)			全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 ※余長は、適用除外	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9 1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ∇	-50	20 本に 1 ケ所。 20 本以下は 2 ケ所測定。 1 ケ所に 4 本測定。		国 100 本 ↓ 県 20 本
						位 置 ・ 間 隔 w	$D/4$ 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数		
								$L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良体天端深度		
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9 2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合	基 準 高 ∇	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位 置	$D/8$ 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に 1 回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
3	土	2	7	9	3	固結工	基 準 高 ∇	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき 1 ケ所、又は 施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は	

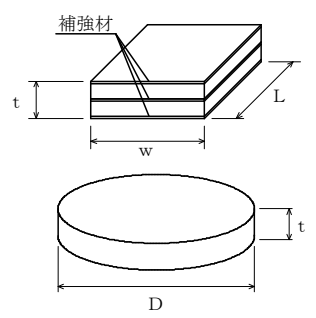
単位：mm

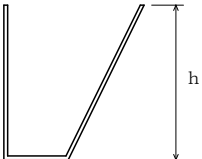
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
木 工 事 共 通 編	般 施 工	盤 改 良 工			(中層混合処理)	施 工 厚 さ t	設計値以上	50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出 来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」による管理の場合は、全 体改良範囲図を用いて、施工厚さt、 幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		
						幅 w	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			

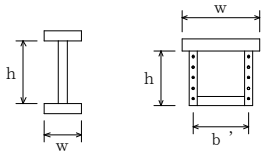
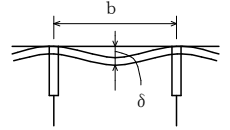
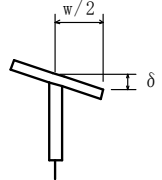
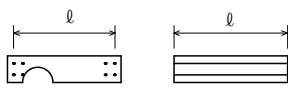
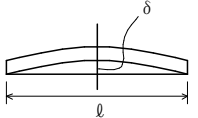
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						根 入 長	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配 置 誤 差 d	100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	−100	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						延長 L ₁ L ₂	−200	1 施工箇所毎		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	−50	施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		国 50m ↓ 県 20m
						天 端 幅 w	−100			
						法 長 ℓ	−100			

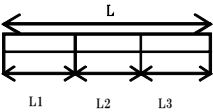
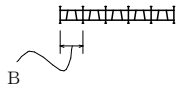
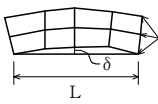
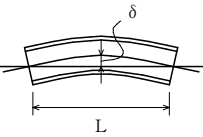
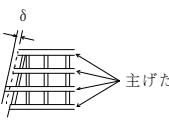
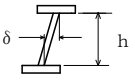
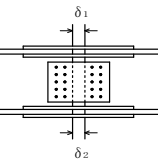
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	−50	施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		国 50m ↓ 県 20m
3	2	10	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 10mにつき 1ヶ所。延長 10m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		基準高 国 40m ↓ 県 20m 変位 国 20m ↓ 県 10m
						連壁の長さ ℓ	−50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	−200			
3	2	10	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 10mにつき 1ヶ所。延長 10m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		基準高 国 40m ↓ 県 20m 変位 国 20m ↓ 県 10m
						連壁の長さ ℓ	−50			
						変 位 d	D/4 以内			
						壁 体 長 L	−200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上下部 鋼構造 物との 接合用 ボルト 孔	孔の直径差		+ 2 - 0	製品全数を測定。	
							ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ				
							≦1000mm	1 以下			
							ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ				
							>1000mm	1.5 以下			
						アン カー パー 用孔 (鑄 放 し) ア ン カー ボルト	ドリ ル 加 工 孔	≦100mm	+ 3 - 1		
								>100mm	+ 4 - 2		
							孔の中心距離※1		JIS B 0403-1995 CT13		
						セ ン タ ー ボ ス	ボ ス の 直 径		+ 0 - 1		
							ボ ス の 高 さ		+ 1 - 0		
						ボス ※ 5	ボ ス の 直 径		+ 0 - 1		
							ボ ス の 高 さ		+ 1 - 1		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸直角 方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照				
						全移動量 l ※4	$l \leq 300\text{mm}$				± 2	
							$l > 300\text{mm}$				$\pm l / 100$	
						組立高さ H	上、下面加工仕上げ				± 3	
							コンクリート構造用				$H \leq 300\text{mm}$	± 3
											$H > 300\text{mm}$	($H/200+3$) 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)				JIS B 0403-1995 CT14	
							鑄放し肉厚寸法 ※2)				JIS B 0403-1995 CT14	
							削り加工寸法				JIS B 0403-1995 CT14	
							ガス切断寸法				JIS B 0403-1995 CT14	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$	$0 \sim +5$	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1	
							$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	$0 \sim +1\%$				
							$1500 < w, L, D$	$0 \sim +15$				
						厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$	± 0.5				
							$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$				
							$160 < t$	± 4				
						相対誤差	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$	1				
							$1000\text{mm} < w, L, D$	(w, L, D) / 1000				

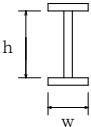
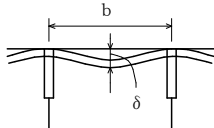
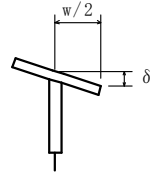
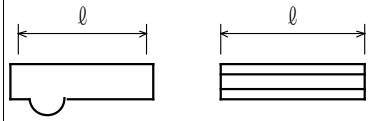
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m) $\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 共 通 的 工 種	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
					外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準		測定箇所	摘 要	
									鋼桁等	トラス・アーチ等			
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部 材 精 度		フランジ幅w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 J I S製品を使用する場合はJ I S認定工場の成績表にかえることができる。	 I 型鋼げた トラス弦材		
							板の平面度 δ (mm)	鋼げた及びトラス等の部材の腹板	h / 250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)			
								箱げた及びトラス等のフランジ 鋼床版のデッキプレート	b / 150				
							フランジの直角度 δ (mm)		w / 200				
							部材長 ℓ (m)	鋼げた	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			
								トラス、アーチなど	$\pm 2 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \ell > 10$				
							圧縮材の曲がり δ (mm)		ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		
							※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。						

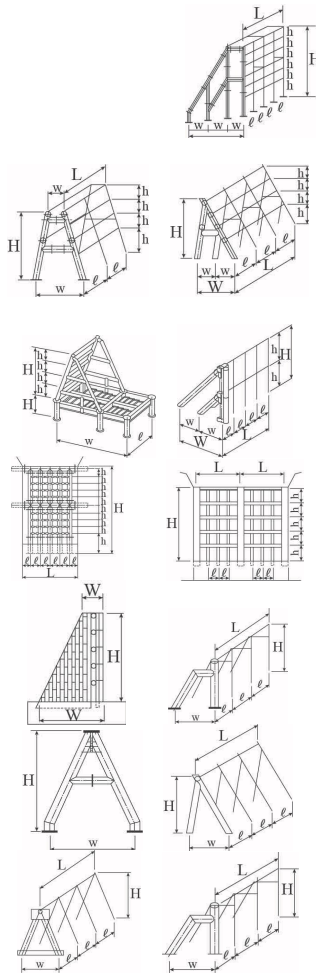
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測定箇所	摘 要
								鋼げた等	トラス・アーチ等		
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	± (10+L/10) ± (10+L _n /10)	各桁毎に全数測定。		単径間の場合  多径間の場合 	3-2-12-3
						主げた、主構の中心 間距離 B (m)	± 4……B ≤ 2 ± (3+B/2) ……B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
						主構の組立高さ h (m)	± 5……h ≤ 5 ± (2.5+h/2) ……h > 5	—	両端部及び中心部 を測定。		
						仮 組 主げた、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L ≤ 100 25……L > 100	最も外側の主げた又は主構について 支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
						立 精 主げた、主構のそり δ (mm)	-5～+5……L ≤ 20 -5～+10…… 20 < L ≤ 40 -5～+15…… 40 < L ≤ 80 -5～+25…… 80 < L ≤ 200	各主げたについて 10～12m間隔を測 定。 L：主げたの 支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L：主構の支間長 (m)		
						度 主げた、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	設計値±10	どちらか一方の主げた（主構）端を 測定。			
						主げた、主構の鉛直 度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を 測定。 h：主げたの高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
						現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	設計値±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、す き間の許容範囲の下限値を0mmとす る。（例：設計値が3mmの場合、すき 間の許容範囲は0mm～8mm）			

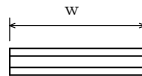
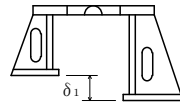
※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。

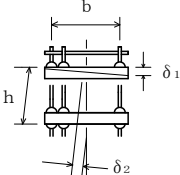
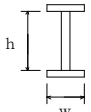
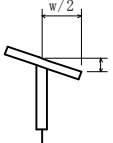
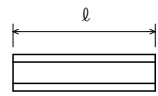
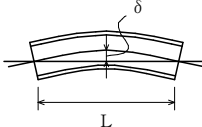
ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼げた	
						鋼げた等の部材の腹板	$h/250$	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。		
						箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$	h ：腹板高 (mm) b ：腹板又はリブの間隔 (mm) w ：フランジ幅 (mm)		
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$			
						部材長さ ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	主要部材全数を測定。		

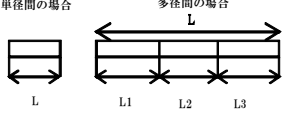
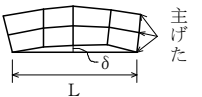
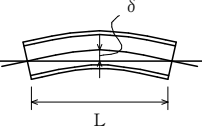
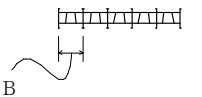
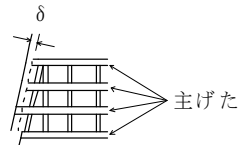
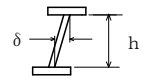
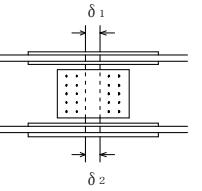
※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値の h 、 b 、 w に代入する数値はmm単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部 材 の 水 平 度	10	全数を測定		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本 体 の 傾 き	±H/500			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	4		検査路製作工	部	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						材					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	5		鋼製伸縮継手製作工	部	部材長w (m)	0～+30	製品全数を測定。		3-2-12-5 鋼道路橋施工 便覧に準拠表 現の適正化
						仮組立時					
						組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)		設計値 ± 4	両端部及び中央部付近を測定。		
						フィンガーの食い違い δ_2 (mm)		± 2			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	6		落橋防止装置製作工	部	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						材					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	7		橋梁用防護柵製作工	部	部 材 長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						材					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	8		アンカーフレーム製作工	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		
						鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$			
						高 さ h (mm)	± 5			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	9		プレビーム用桁製作工	フ ラ ン ジ 幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について 主要部材全数で測定。		
						仮組立時 主げたのそり	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主げたについて 10～12m 間隔を測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	10		鋼製排水管製作工	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500 m²とする。 1 ロット当たり測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200m² に満たない場合は 10m² ごとに 1 点とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一般 施 工	13	橋 梁 架 設 工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバークレーン架設)	全 長 L (m) 支間長 L _n (m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+L_n/5)$	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通 り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L：主げた・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)		
						※主げた、主構の 中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots \cdots$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主げたの橋端に おける出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		
						※主げた、主構の 鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主げたの両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部 のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

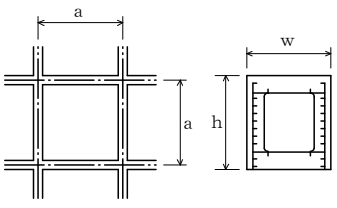
※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

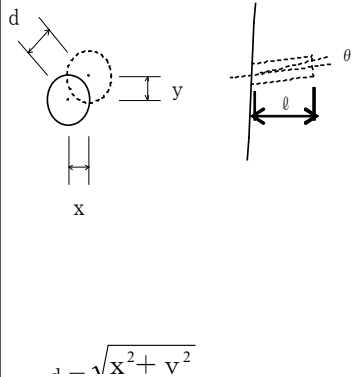
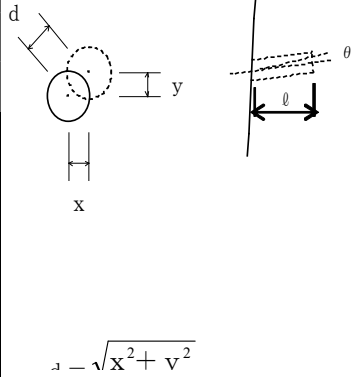
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		
					(クレーン架設) (架設桁架設)	桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
					架設工支保工 (固定) (移動)	そ り	—	主桁を全数測定。		
					架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5m	—200	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	国 40m ↓ 県 20m
							ℓ ≥ 5m	法長の－4%		
							ℓ < 5m	－100		
							ℓ ≥ 5m	法長の2%		
						盛 土 法 長 ℓ				
						延 長 L	—200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5	－200	施工延長 20mにつき 1 ヶ所、20m以下 のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管 理のほかに「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」で規定する出 来形計測性能を有する機器を用いるこ とができる。		延長 国 40m ↓ 県 20m 面積 国 200 m ² ↓ 県 100 m ²
							ℓ ≥ 5m	法長の－4%			
						厚 さ t	t < 5cm	－10	施工面積 100 m ² につき 1 ヶ所、面積 100 m ² 以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≥ 5cm	－20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の 50%以上 とし、平均厚は設計厚以上。				
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管 理のほかに「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」で規定する出 来形計測性能を有する機器を用いるこ とができる。		

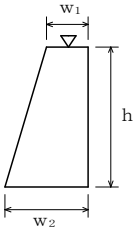
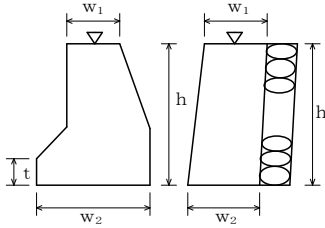
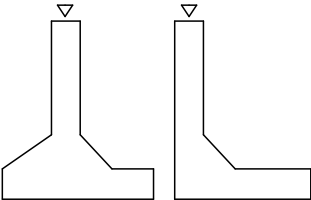
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長 20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		延長 国 40m ↓ 県 20m 国 200 m ² ↓ 県 100 m ²
						$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						厚 さ t	t < 5cm	-10		
							t ≥ 5cm	-20		
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上		1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。。		
						延 長 L	-200			

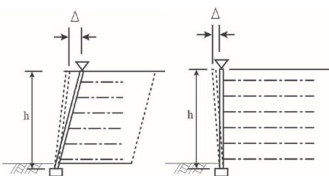
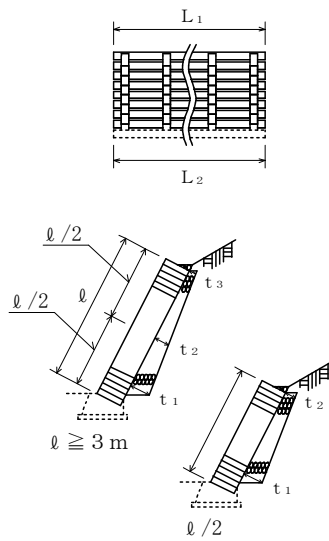
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		曲線部は設計図書による 国 40m ↓ 県 20m 国 100m ↓ 県 40m
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅 w		-30			
						高 さ h		-30			
						枠 中 心 間 隔 a		±100			
						延 長 L		-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		国 40m ↓ 県 20m
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延 長 L		-200			

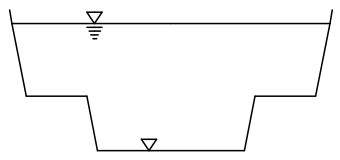
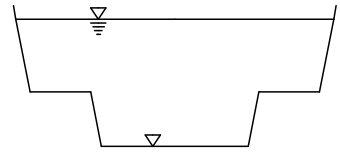
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数（任意仮設は除く）	 $x = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		アンカー工	配置誤差 d	100	全数（任意仮設は除く）	 $x = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する
						せん孔方向 θ	±2.5 度			

単位：mm

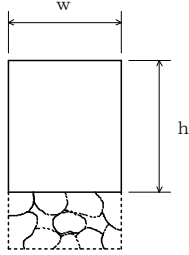
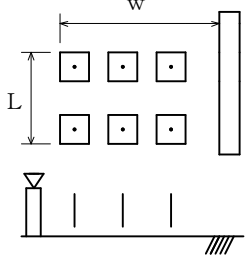
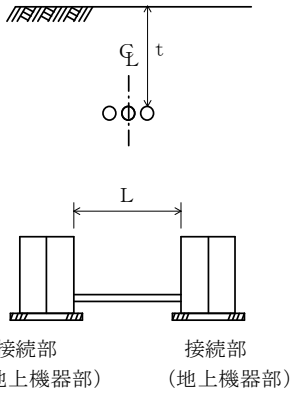
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		国 40m ↓ 県 20m
						厚 さ t		-20			
						裏 込 厚 さ		-50			
						幅 w1, w2		-30			
						高 さ h	h < 3m	-50			
							h ≥ 3m	-100			
延 長 L		-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		国 40m ↓ 県 20m
						延 長 L		-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-3 国40m ↓ 県20m
						高 さ h	h < 3 m	-50			
							h ≥ 3 m	-100			
						鉛 直 度 Δ		±0.03 h かつ ±300 以内			
						控 え 長 さ (補強材の設計長)		設計値以上			
延 長 L		-200									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		国 40m ↓ 県 20m
						法 長 ℓ	高さ h < 3 m	-50			
							高さ h ≥ 3 m	-100			
						厚 さ t ₁ , t ₂ , t ₃		-50			
						延 長 L ₁ , L ₂		-200			

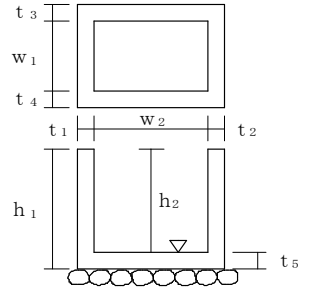
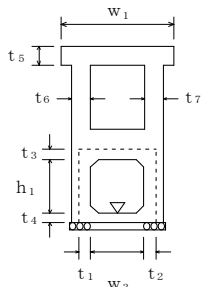
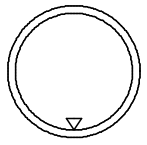
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値		測 定 基 準	測定箇所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)						延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m 毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。				
						基準高▽ 電 気 船	200ps	- 800～+200							
							500ps	- 1000～+200							
							1000ps	- 1200～+200							
							250ps	- 800～+200							
							420ps 600ps	- 1000～+200							
							1350ps	- 1200～+200							
						幅			-200						
						延 長			-200						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽			+200 以下		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m 毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。				
						幅			-200						
						延 長			-200						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)				平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mm が含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。				
						標高較差			0 以下	+400 以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で、1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m ² に 1 ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20	1 径間当たり 3 ヶ所（両端及び中央）測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1 ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。		

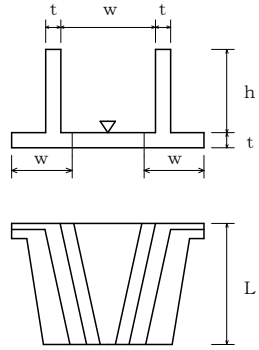
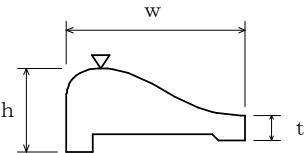
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
6 河 川 編	1 一 般 施 工	7 共 通 的 工 種	4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			
6 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	10 水 制 工	8		杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	-200			
6 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	13 光 ケ ー ブ ル 配 管 工	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
						延 長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

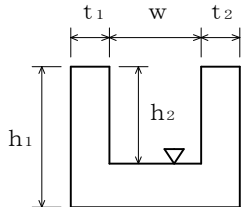
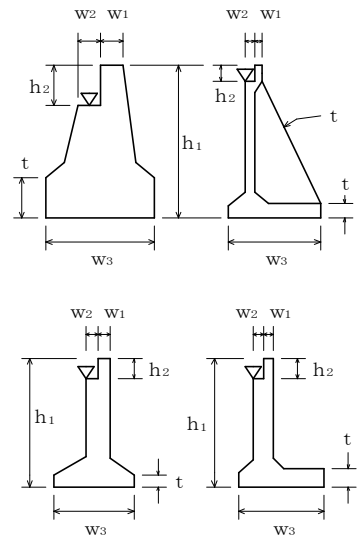
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
6 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	13 光 ケ ー ブ ル 配 管 工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	−20			
						※幅 w_1, w_2	−30			
						※高さ h_1, h_2	−30			
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	−20			
						幅 w_1, w_2	−30			
						内空幅 w_3	−30			
						内空高 h_1	±30			
						延 長 L	−200			
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						延 長 L	−200	1施工ヶ所毎		

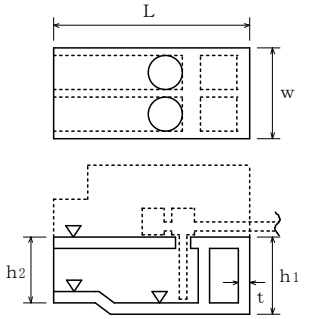
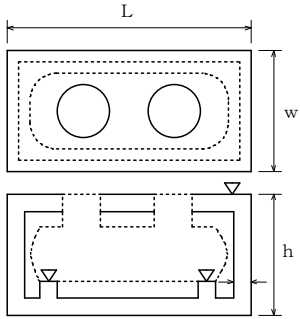
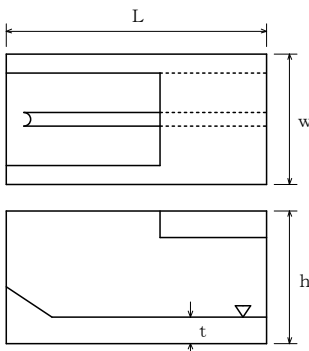
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河 川 編	4 水 門	6 水 門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河 川 編	5 堰	6 可 動 堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河 川 編	5 堰	7 固 定 堰 本 体 工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						堰長 L	L < 20m			
							L ≥ 20m			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
6 河 川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 20mにつき 1ヶ所、20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)		
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200			
6 河 川 編	5 堰	9 管 理 橋 下 部 工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 ℓ_1	-50			
						敷 長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	± 30			
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50			

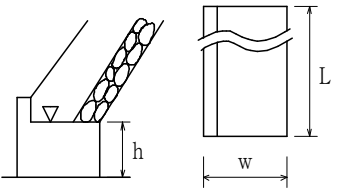
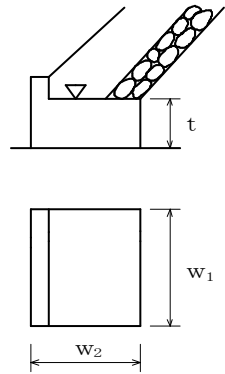
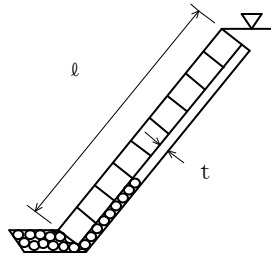
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h ₁ , h ₂	±30			
						延 長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	−50			

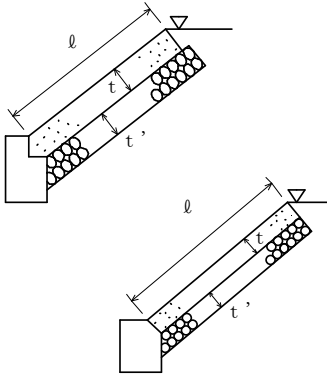
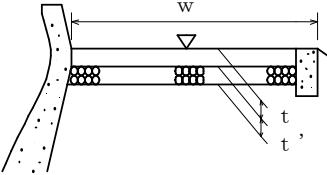
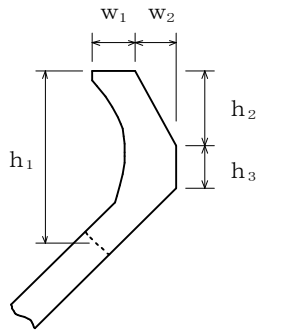
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6		本 体 工 (床 固 め 本 体 工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	± 50			
6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	8		水 叩 工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	5 床 固 め 工	6		側 壁 工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			

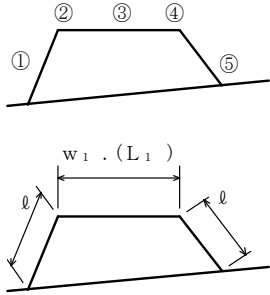
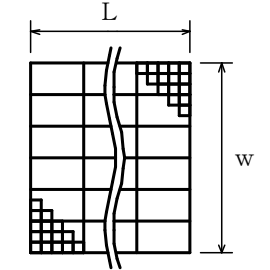
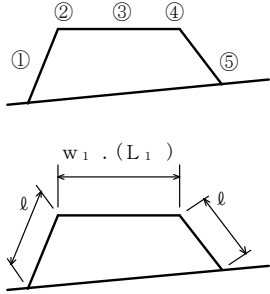
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ∇		± 30	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						幅 w		-30			
						高 さ h		-30			
						延 長 L		-200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇		± 50	ブロック個数 20 個につき 1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		個数 国 40 個 ↓ 県 20 個 延長 国 40m ↓ 県 20m
						ブロック厚 t		-20			
						ブロック縦幅 w_1		-20			
						ブロック横幅 w_2		-20			
						延 長 L		-200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇		± 50	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m
						法 長 l	$l < 5 \text{ m}$	-100			
							$l \geq 5 \text{ m}$	$l \times (-2\%)$			
						厚 さ t		-50			
						延 長 L		-200			

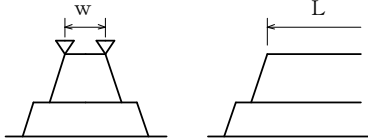
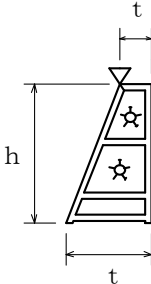
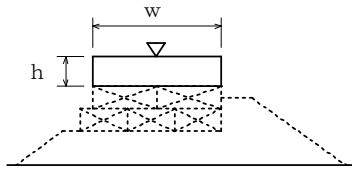
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m
						法 長 l	$l < 3\text{ m}$			
							$l \geq 3\text{ m}$			
						厚 さ t	$t < 100$			
							$t \geq 100$			
						裏 込 材 厚 t'	-50			
						延 長 L	-200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						幅 w	-50			
						厚 さ t	-10			
						基 礎 厚 t'	-45			
						延 長 L	-200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						幅 w_1, w_2	-30			
						高さ $h < 3\text{ m}$ h_1, h_2, h_3	-50			
						高さ $h \geq 3\text{ m}$ h_1, h_2, h_3	-100			
						延 長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	本 均 し	±50	施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						表 面 均 し	±100			
						基準 高 ▽ 荒均し 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500			
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
						被覆 均し 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500			
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
						法 長 ℓ	－100			
						天 端 幅 w₁	－100			
						天 端 延 長 L₁	－200			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w	－300	施工延長 20m につき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						延 長 L	－500			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準 高 ▽ 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500	施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		国 40m ↓ 県 20m
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
						法 長 ℓ	－100			
						天 端 幅 w₁	－100			
						天 端 延 長 L₁	－200			

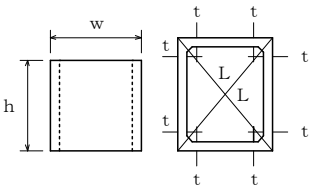
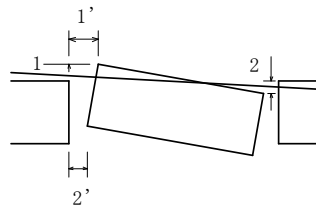
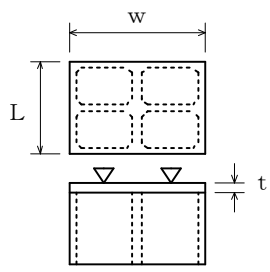
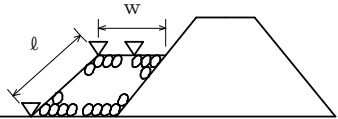
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格 26 t 未満	±300	施工延長 20m につき 1 ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。延長は、センターラインで行う。		国 40m ↓ 県 20m		
							(層積)ブロック規格 26 t 以上	±500					
							(乱 積)	±ブロックの高さの 1/2					
						天 端 幅 w		ーブロックの高さの 1/2					
						天 端 延 長 L		ーブロックの高さの 1/2					
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石枠工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 20m につき 1 ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m		
						厚 さ t		－50					
						高さ h	h < 3m	－50				1 施工箇所毎	
							h ≧ 3m	－100					
						延 長 L		－200					
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽		±30	施工延長 20m につき 1 ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m		
						幅 w		－30					
						高 さ h		－30					
						延 長 L		－200					

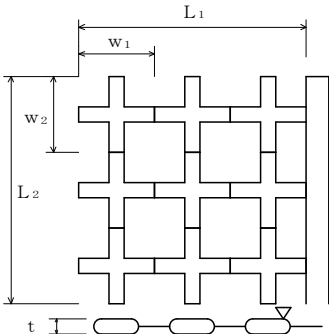
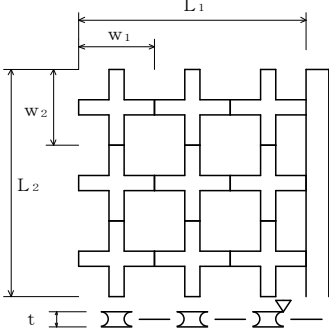
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種		測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部 1 ヶ所												
							コンクリート	±50													
							壁 厚 t1	±10				底版完成時、各壁 1 ヶ所									
							幅 w	+30, -10				各層完成時に中央部及び底版と天端は両端									
							高 さ h1	+30, -10				完成時、四隅									
							長 さ L	+30, -10				各層完成時に中央部及び底版と天端は両端									
							底版厚さ t2	+30, -10				底版完成時、各室中央部 1 ヶ所									
							フーチング高さ h2	+30, -10				底版完成時、四隅									
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端 2 ヶ所													
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150														
							据付目地間隔 1'、2'				ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下	据付完了後、天端 2 ヶ所									
											ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下										
							7 河川 海岸 編				2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	陸 上	±30	1 室につき 1 ヶ所 (中心)		
																	水 中	±50			
厚 さ t	±30																				
幅 w	±30																				
長 さ L	±30																				

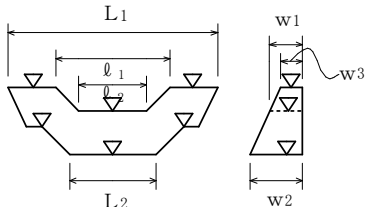
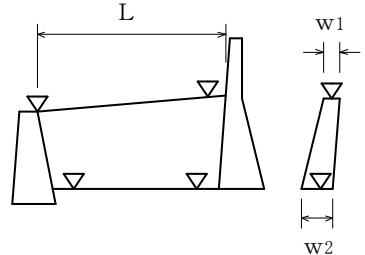
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t		±10	型枠取外し後全数		
						幅 w		+20, -10			
						高 さ h		+20, -10			
						長 さ L		+20, -10			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2		±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'		50 以下			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高 ▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水 中	±50			
						厚 さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長 さ L		±30			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	6 根固め工	2		捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。 幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏 法肩。		国 40m ↓ 県 20m
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300			
						法 長 ℓ		-100			
						天 端 幅 w		-100			
						天 端 延 長 L		-200			

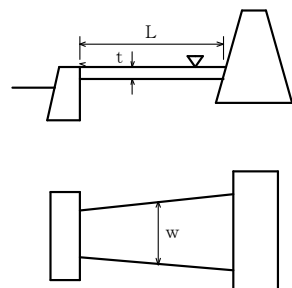
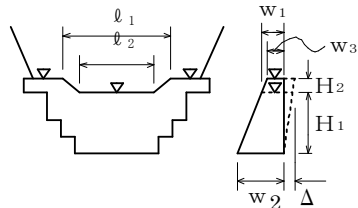
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	測 定 項 目			規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層	積	±300	施工延長 20m につき 1 ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
							乱	積	± t / 2				
						厚 さ t			−20	幅、厚さは 20 個につき 1 ヶ所測定。			
						幅 w ₁ w ₂	層	積	−20				
							乱	積	− t / 2				
						延長 L ₁ L ₂	層	積	−200	1 施工箇所毎			
							乱	積	− t / 2				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高 ▽	層	積	±300	施工延長 20m につき 1 ヶ所。延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
							乱	積	± t / 2				
						厚 さ t			−20	幅、厚さは 40 個につき 1 ヶ所測定。			
						幅 w ₁ , w ₂			−20				
						延長 L ₁ , L ₂			−200				
						7 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3				捨石工
荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500											
	異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300											
	被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500										
異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300											
法 長 ℓ			−100	幅は施工延長 20m につき 1 ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。									
天 端 幅 w ₁			−100										
天 端 延 長 L ₁			−200										

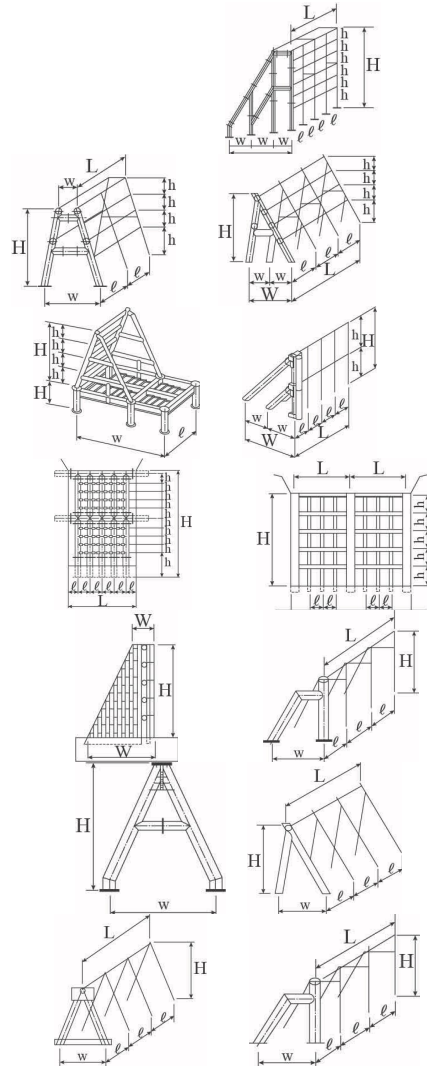
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m) $\ell \leq 10$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						天端部 堤 幅 w_1, w_3 w_2	-30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さとは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						幅 w_1, w_2	-30			
						長 さ L	-100			

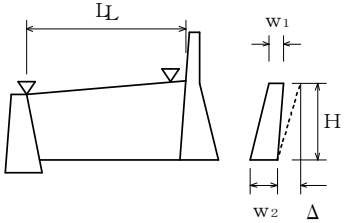
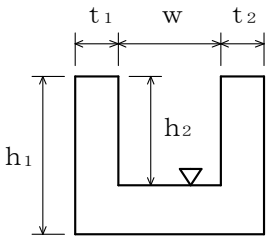
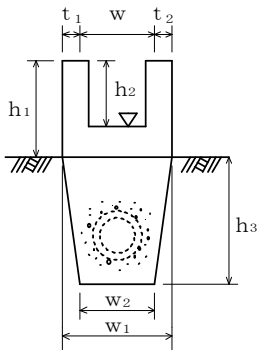
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基 準 高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅 w		−100				
						厚 さ t		−30				
						延 長 L		−100				
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			
							長 さ ℓ ₁ , ℓ ₂					±100
							幅 w ₁ , w ₃					±50
							下流側倒れ Δ					±0.02H ₁
						袖 部	袖 高 ▽	±50				
							幅 w ₂	±50				
							下流側倒れ Δ	±0.02H ₂				

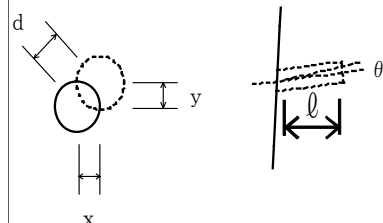
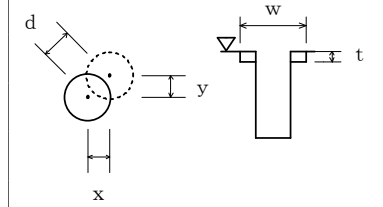
単位：mm

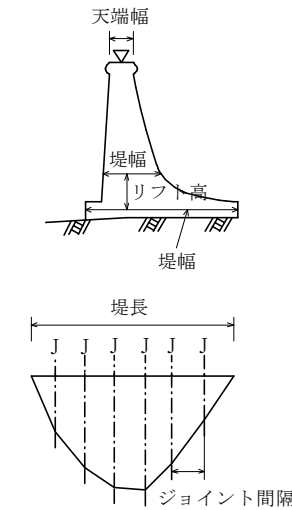
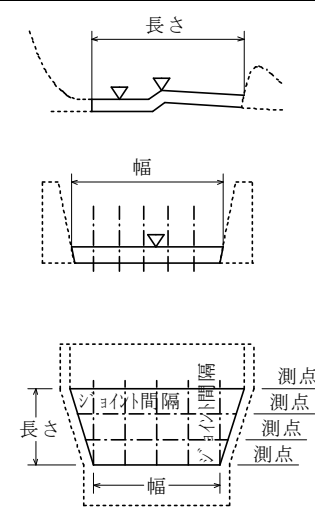
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所所で測定。		8-1-9-5
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

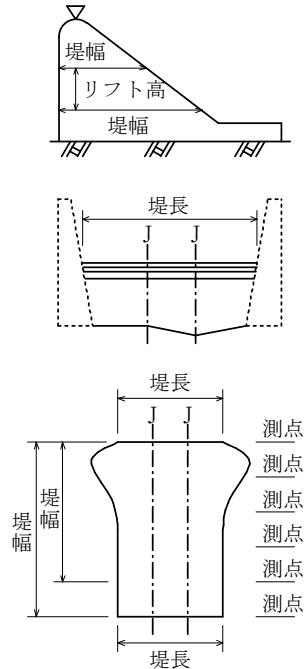
単位：mm

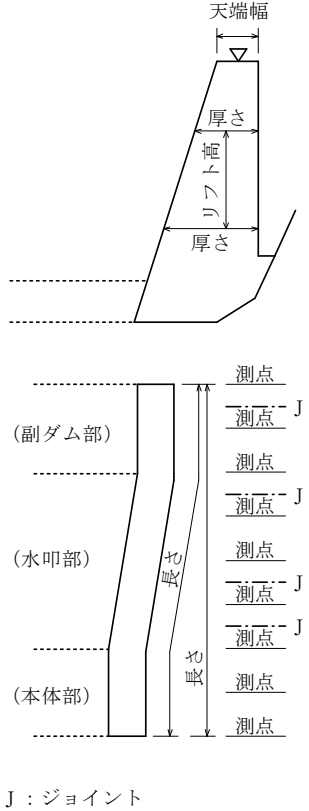
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	6		鋼製側壁工	堤 高 ▽		±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長 さ L		±100			
						幅 w ₁ , w ₂		±50			
						下流側倒れ Δ		±0.02H			
						高さ h	h < 3m	−50			
							h ≥ 3m	−100			
8 砂 防 編	2 流 路	5 床 固 め 工	8		魚道工	基 準 高 ▽		±30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1 施工箇所につき 2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		国 40m ↓ 県 20m
						幅 w		−30			
						高 さ h ₁ , h ₂		−30			
						厚 さ t ₁ , t ₂		−20			
						延 長 L		−200			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 山 腹 水 路 工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ▽		±30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1 施工箇所につき 2ヶ所。(なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)		国 40m ↓ 県 20m
						厚さ t ₁ , t ₂		−20			
						幅 w		−30			
						幅 w ₁ , w ₂		−50			
						高さ h ₁ , h ₂		−30			
						深 さ h ₃		−30			
						延 長 L		−200			

単位：mm

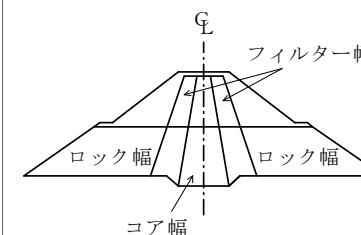
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5 度			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏 心 量 d	150			
						長 さ L	－100			
						巻 立 て 幅 w	－50			
						巻立て厚さ t	－30			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。		
						偏 心 量 d	D／4 以内 かつ 100 以内			

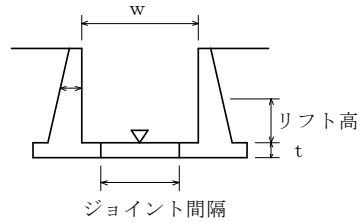
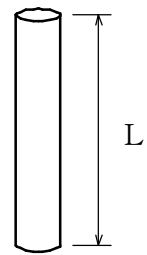
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	 J：ジョイント	
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フ ィ ル ダ ム	3 盛 立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		
						外 側 境 界 線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フ ィ ル ダ ム	3 盛 立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外 側 境 界 線	-0, +1000			
						盛 立 幅	-0, +1000			
9 ダム 編	2 フ ィ ル ダ ム	3 盛 立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5 m毎に測定。		
						外 側 境 界 線	-0, +2000			



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フ ィ ル ダ ム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回／1施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リ フ ト 高 さ	±20			
						長 さ L	±100			
9 ダム 編	3 基 礎 グ ラ ウ チ ン グ	3 ボ ー リ ン グ 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で 行うカーテングラウトに適用する。		
						配 置 誤 差	100			